

議案第 89 号

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正について

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町道路構造の技術的基準を定める条例の改正による自動運行補助施設の追加に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例（平成12年大口町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表(2) 土地占用料中

「

歩廊及び日覆類	使用面積1平方メートル1年につき
---------	------------------

」

を

「

自動運行補助施設	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき
		その他のもの	長さ1メートル1年につき
	道路の構造又は交通の状況を表示する標識柱その他の柱類		1本1年につき
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき
歩廊及び日覆類			使用面積1平方メートル1年につき

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係） （2）土地占用料				別表（第2条関係） （2）土地占用料			
占用物件		単位	土地占 用料	占用物件		単位	土地占 用料
略		略	略	略		略	略
自動運 行補助 施設	道路法（昭 和27年法 律第180 号）第2条 第2項第5 号に規定す る自動運行 装置による 検知の対象 として設置 する導線そ 他の線類	地下に 設ける もの その他 のもの	長さ1メー トル1年に つき 長さ1メー トル1年に つき	歩廊及び日覆類		使用面積 1平方メ ートル1 年につき	略
	道路の構造又は交通 の状況を表示する標 識柱その他の柱類		1本1年に つき	略			
	その他のも の	上空に 設ける もの 地下に 設ける もの	占用面積1 平方メート ル1年につ き 占用面積1 平方メート ル1年につ き	略		略	略
歩廊及び日覆類			使用面積1 平方メート ル1年につ き	略		略	略
略		略	略	略		略	略